

情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱について【補足事項】

1 交付の申請について

- (1) 情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。
- (2) 様式第1号の添付資料のうち、市町村の当該整備事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該整備事業の伺い定めの文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

2 財産の処分制限期間について

交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表1の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表1の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

4 貢産処分について

- (1) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア 以下の要件を満たす処分である場合

- (ア) 整備事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

- (イ) 整備事業者と同一の市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び市町村の連携主体への無償による転用であること。

イ 現に交付金が交付又は交付決定されている整備事業において、地域の情報格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るために、整備事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該整備事業者以外の者に利用させる場合

6 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。

別紙

交付要綱別表1の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- (1) 接地線
- (2) 屋外照明施設
- (3) マンホール
- (4) 空調設備
- (5) 監視設備
- (6) 消火設備
- (7) 水道施設
- (8) 貯水タンク
- (9) ろか器
- (10) 洗面・手洗施設
- (11) モニターテレビ
- (12) 修理工具
- (13) 仮眠施設
- (14) 地下埋設設備
- (15) 構内柱
- (16) 航空標識灯設備
- (17) 中継用固定無線装置
- (18) 予備送受信機
- (19) (1)から(18)までに掲げるものに類する施設・設備